

田舎館村移住支援事業移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 田舎館村は、あおもり創生総合戦略及び田舎館村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、田舎館村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行う田舎館村移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から田舎館村に移住した者が、支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において田舎館村移住支援事業移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとする。移住支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 申請時において次の第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

③ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①平成31年4月1日以降に転入したこと。

②移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

③田舎館村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

②日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

③申請者は、過去10年内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、村長が認める場合を除く。

④その他田舎館村又は青森県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が青森県内に所在すること。

(イ) 就業先が、移住支援事業を実施する青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、村長が認める場合はこの限りではない。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が青森県内に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職するこ

とが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

(ア) 支給対象者の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

①田舎館村に居住経験のある者。

②転入前に田舎館村の移住相談窓口等への移住相談を行っている者。

③田舎館村や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域イベントへの参加経験がある者。

④田舎館村へふるさと納税を行ったことがある者。

(イ) 地域の担い手確保の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

①農林水産業に就業する者。

②家業等へ就業する者。

(5) 起業に関する要件

1年以内に、青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、原則、住民票の上で同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第4条 移住支援金の申請者は、田舎館村移住支援事業移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住先の就業先（テレワークの場合は所属先等）の就業証明書（様式第2-1号、様式第2-2号又は様式第2-3号）及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ前条第2号、前条第3号、前条第4号又は前条第5号の要件に該当し、世帯

の申請をする場合にあっては前条第6号の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類

- (ア) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票
- (イ) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類

(2) 起業に関する書類

- (ア) 起業支援金交付決定通知の写し

(3) 世帯に関する書類

- (ア) 移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票

(4) その他村長が必要とする書類

2 前項の申請の最終期日は、移住支援金の交付を受けようとする年度の1月16日とする。

(交付決定の通知)

第5条 村長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適當と認めるときは、速やかに、田舎館村移住支援事業移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(移住支援金の交付請求)

第6条 前条に規定する交付決定の通知を受けた者は、田舎館村移住支援事業移住支援金交付請求書（様式第4号）を村長に提出して請求するものとする。

2 村長は、前項の請求があった日から起算して30日以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 交付決定の通知を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、田舎館村移住支援事業移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 村長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに、田舎館村移住支援事業移住支援金交付決定通知書[再交付]（様式第6号）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 移住支援金の交付決定を受けた者は、以後5年間において毎年度、就業・居住状況報告書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。ただし、村長が提出を不要と認めたときはこの限りではない。

2 田舎館村及び青森県は、田舎館村移住支援事業及びあおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、田舎館村移住支援事業及びあおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、

移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。また、返還請求をする場合は、青森県に対して移住支援金の返還に係る報告書（様式第8号）を提出することとする。ただし、青森県内の他市町村への転出については返還を求めるものとするが、青森県内の他市町村へ転出し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した田舎館村から県外へ転出した場合
- (ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した田舎館村から県外へ転出した場合

(返還免除)

第11条 移住支援金の交付を受けた者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書（様式第9号）及び返還免除理由を証する書類により村長に返還の免除を申請できるものとする。

2 村長は、前項の規定による申請を受けたときには、返還免除の可否について移住支援金返還免除協議書（様式第10号）により青森県へ協議するものとする。

3 村長は、前項の協議に対する同意の可否を受けたときには、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書（様式第11号）又は移住支援金返還免除不承認通知書（様式第12号）により当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第12条 田舎館村は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に移住支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知する。移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から田舎館村に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、田舎館村と青森県が協議して定める。

附 則

この告示は、令和6年3月27日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年6月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。